

公益財団法人松風会の事務局に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は公益財団法人松風会の定款に定めるものの外、公益財団法人松風会(以下「松風会」という)の組織及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第2条 松風会の事務局に次の職員を置き、理事長が任免する。

事務局長

事務職員

(事 務)

第3条 事務局において扱う事務は次のとおりとする。

- (1) 文書、人事、職印の管守に関する事項
- (2) 定款、諸規程、役員等に関する事項
- (3) 予算、決算、経理及び出納に関する事項
- (4) 財産の管理に関する事項
- (5) 職員の福利厚生に関する事項
- (6) 表彰、弔慰に関する事項
- (7) その他松風会事業の調査、企画、連絡調整に関する事項

(職 務)

第4条 事務局長は理事長の命を受け、会務を処理し事務局員を指揮監督する。

2 事務局長に事故あるときは、事務局長が指名した事務職員がその職務を代理する。

(補 足)

第5条 事務局の運営に必要な細則は、理事長が別にこれを定める。

附 則

- 1 この規程は昭和50年3月1日から施行する。
- 2 昭和53年4月1日から施行する。
- 3 昭和57年5月29日から施行する。
- 4 平成28年4月1日から施行する。